

所得税その1

立教税理士会

1. 所得税

1. 所得税とは

個人に課税される税金であり、担税力の源泉を所得、消費及び資産と区分した場合に所得に対して課される税金。法人税と並び日本の租税体系の中心となる国税です。

2. 所得税の納税義務者

納税義務者の区分		課税所得の範囲
居住者	・国内に住所を有する個人 ・現在まで引き続き1年以上居所を有する個人	・全ての所得（全世界所得）
非永住者	・日本国籍を有しておらず、かつ、過去 10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人	・国内源泉所得 ・国外源泉所得（国内払い、国内送金分に限る）
非居住者	・居住者以外の個人	・国内源泉所得のみ

・居住者と非居住者

個人納税者は、所得税法上「居住者」と「非居住者」に区分されます。
居住者は、「非永住者以外の居住者」と「非永住者」の二つに分かれます。

・複数の滞在地がある人の居住者と非居住者の判断基準（客観的事実）

- ① 住居がどこにあるか
- ② どこで職業についているか
- ③ 資産がどこに存在するか
- ④ 生計を一にする配偶者等の親族がどこに住んでいるか
- ⑤ 国籍

1. 所得税

- ・ 非居住者及び外国法人への課税

日本での所得の有無	所在地国との租税条約締結の有無	課税の適用関係
有	有	租税条約を適用
	無	国内税法を適用
無	-	課税なし

3. 所得税の課税方法

所得税の課税方法・・・“総合課税”と“分離課税”

- ・ 総合課税・・・その年の所得を全て合計した総所得金額に対して、一つの税率で税額が決まります。
- ・ 分離課税・・・総合課税と分離して個別に決められた税率で税額が決まります。
代表的なもの：土地建物等の譲渡による譲渡所得

4. 所得税の計算

所得税の計算・・・収入金額から必要経費と損失、所得控除を差し引いた金額が、課税の対象。

- ① 収入金額－（必要経費＋損失）＝所得金額
- ② 所得金額－所得控除(※)＝課税所得
- ③ 課税所得×税率＝所得税額

1. 所得税

5. 所得の種類

所得は金銭だけでなく、人が得た経済的利得」であり、物や権利も含まれ、具体的に所得を大きく分類すると10種類（税法上では9種類）に分けられます。10種類の所得は、一時所得および雑所得を除くと、①資産性所得、②資産勤労結合所得、③勤労所得に大別されます。

①資産性所得	②資産勤労結合所得	③勤労所得	その他
1. 利子所得 2. 配当所得 3. 不動産所得 4. 山林所得 5. 譲渡所得	6. 事業所得	7. 給与所得 8. 退職所得	9. 一時所得 10. 雑所得

種類	内容	計算方法
①利子所得	預貯金・国債などの利子の所得	収入金額＝所得金額
②配当所得	株式や出資の配当などの所得	収入金額－株式などを取得するための借入金の利子
③不動産所得	土地や建物を貸している場合の所得	総収入金額－必要経費
④事業所得	商工業・農業などの事業をしている場合の所得	総収入金額－必要経費
⑤給与所得	給料・賃金・ボーナスなどの所得	収入金額－給与所得控除額又は特定支出
⑥退職所得	退職金・一時恩給などの所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
⑦山林所得	山林の立木を売った場合の所得	総収入金額－必要経費－特別控除額(※注1)
⑧譲渡所得	総合課税 事業用の車などを売った場合	総収入金額－取得費－特別控除額(※注1)
		譲渡費用
	分離課税 土地や建物などを売った場合	(総収入金額－取得費－特別控除額(※注1)) × 1/2
		譲渡費用
⑨一時所得	株式などを売った場合 申告分離課税	総収入金額－取得費－特別控除額(※注2)
		譲渡費用
⑩雑所得	生命保険の満期一時金・立退金など一時的な所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)
		(総収入金額－収入を得るために－特別控除額(※注1)) × 1/2 支出した費用
	公的年金等・生命保険契約等に基づく年金など①～⑨以外の所得	総収入額－必要経費又は公的年金等控除額

※注1：特別控除は50万円限度。※注2：収用等、居住用財産の譲渡等の特別控除あり。

出典：日税連「やさしい税金教室」平成 26年度版

1. 所得税

6. 所得控除の種類

所得から差し引かれる金額（所得控除）は以下の通りです

種類	内容
①雑損控除	災害や盗難、横領によって住宅や家財などが損害を受けた場合
②医療費控除	一定金額以上の医療費がある場合
③社会保険料控除	健康保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・労働保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金・厚生年金保険料
④小規模共済等掛金控除	小規模共済掛金・確定拠出年金の掛金・心身障害者扶養共済掛金
⑤生命保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料
⑥地震保険料控除	損害保険のうち地震等損害部分の保険料
⑦寄付金控除	国に対する寄付・ふるさと納税・社会福祉法人に対する寄付・公益法人に対する寄付・認定NPO法人等に対する寄付等
⑧寡婦・寡夫控除	寡婦・寡夫である場合（27万円or35万円）
⑨勤労学生控除	勤労学生である場合（合計所得金額が65万円より多い場合や勤労によらない所得が10万円より多い場合は控除不可）
⑩障害者控除	本人や控除対象配偶者・扶養親族が障害者や特別障害者である場合（27万円or40万円or75万円）
⑪配偶者（特別）控除	控除対象配偶者（38万円or48万円）、控除対象配偶者でない場合、配偶者の合計所得金額が76万円未満である場合
⑪扶養控除	控除対象扶養親族（平成28年においては平成13年1月以前に生まれた方・年齢16歳以上）38万円・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）63万円・老人扶養親族48万円・同居老親等58万円
⑫基礎控除	全ての方38万円

1. 所得税

7. 所得税の税率

所得が多くなるほど税率が高くなる
”超過累進税率”

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

東日本大震災からの復興のための施策の財源確保のため、平成25年から平成49年まで「復興特別所得税」（税率2.1%）が別途徴収されています。

■ 累進課税方式

累進課税制度は税制を評価するいくつかの基準のうち、垂直的公平（※）応能負担の原則）を満たす税制です。高額所得者ほどより高い税率が課されるという課税方式で、所得課税としては世界的にも一般的な方法となっています。日本の所得税は、超過累進課税という方式を採用しており、一定の金額ごとに異なる税率が定められています。そのため、所得金額による税額の逆転は起こらないように計算上の配慮がなされています。

垂直的公平：負担能力の大きい人に、より大きな負担をしてもらう

※）応能負担の原則

納税者はその支払能力に応じて納税すべきであるとする考え方です。憲法13条、14条、25条、29条から導かれる負担公平原則です

1. 所得税

8. 所得税の税率構造の推移

		昭和49年	59年	62年	63年	平成元年	7年	11年	19年	27年～
所得 税	最低税率	10%	10.5%	10.5%	10%	10% ～300万	10% ～330万	10% ～330万	5% ～195万	5% ～195万
	最高税率	75%	70%	60%	60%	50% 2,000万～	50% 3,000万～	37% 1,800万～	40% 1,800万～	45% 4,000万～
	刻み	19段階	15段階	12段階	6段階	5段階	5段階	4段階	6段階	7段階
住民 税	最高税率	18%	18%	18%	16%	15%	15%	13%	10%	10%
	刻み	13段階	14段階	14段階	7段階	3段階	3段階	3段階	1段階	1段階
住民税と合わせた最高税率		93% ※注	88% ※注	78%	76%	65%	65%	50%	50%	55%

※注：49年及び59年については賦課制限があります。

出典：「わが国の税制の概要」より抜粋

9. 源泉徴収制度

給与、利子、配当、報酬などを支払う者が、その支払いの際に、その都度、所定の方法によって所得税を計算し、給与等の金額から差し引いた所得税を国に納付する制度。

10. 青色申告制度

不動産所得、事業所得、山林所得がある人で、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする人に対して、所得金額の計算などについて有利な取り扱いが受けられる制度（青色申告特別控除 最高65万円または最高10万円、青色事業専従者給与の必要経費算入など）。

1. 所得税

11. 確定申告

・確定申告が必要な人

- ① 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人（給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の人を除く）
- ④ 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- ⑤ 災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている人
- ⑥ 源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人
- ⑦ 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

・申告期間

原則として、毎年2月6日から3月5日です。申告期限が土日祝日の場合は、その翌日が申告期限となります。

・申告方法及び納税方法

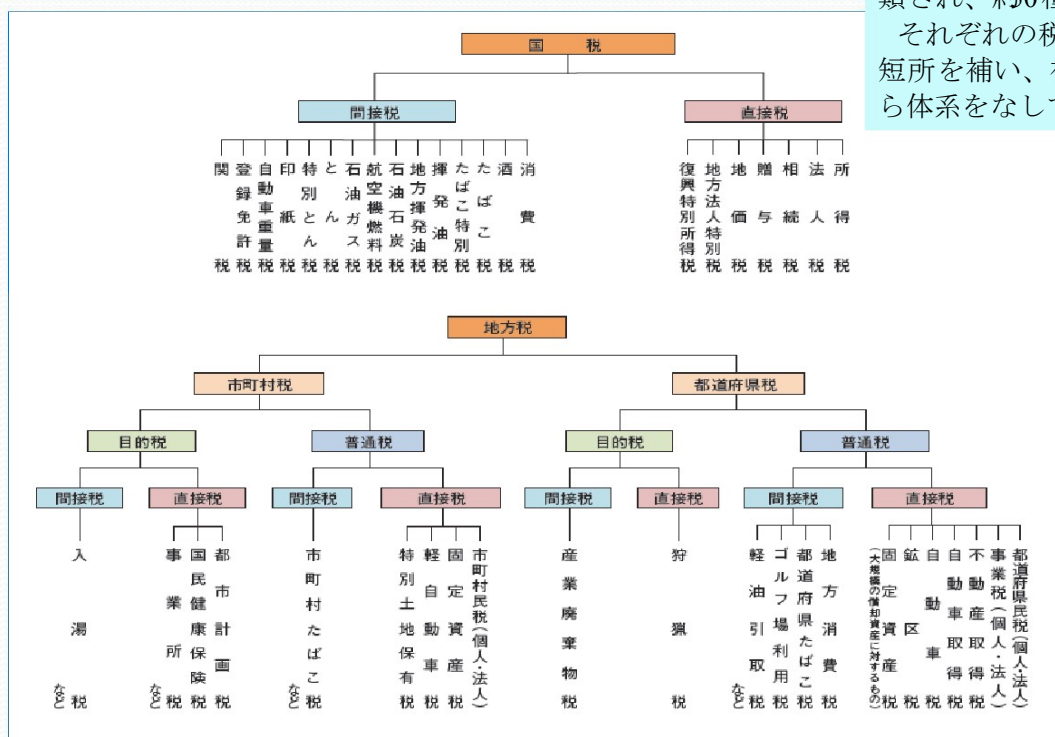
申告方法は、①郵便または信書便により所轄税務署に送付する、②住所地の所轄税務署に持参する、③電子申告（eT a xを利用）があります。

また納税については、①振替納税を利用、②現金で納付（金融機関や所轄の税務署の納税窓口）、③電子納税があります。

2. 我が国の租税の構造

1. 我が国の租税体系

租税は、種々の観点から分類され、約50種類あります。それぞれの税が他の税の短所を補い、補完し合いながら体系をなしています。



3. 租税法の基本原則

昭和21（1946）年日本国憲法公布 三大義務

■「教育を受けさせる義務」（第26条） ■ 勤労の義務」（第27条） ■ **納税の義務**」（第20条）

租税法の基本原則 ① 租税法律主義

日本国憲法第84条 課税

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

《租税法律主義の内容》

- （1）課税要件法定主義
課税要件のすべてと租税の賦課・徴収の手続きは法律によって規定されなければならない。
- （2）課税要件明確主義
課税要件および租税の賦課・徴収の手続に関する定めを為す場合に、その定めはなるべく一義的で明確でなければならない。
- （3）合法性の原則
課税要件が充足されている限り、租税行政庁には租税の減免の自由は無く、また租税を徴収しない自由もなく、法律で定めたとおりの税額を徴収しなければならない。
- （4）手続的保障原則
租税の賦課・徴収は公権力の行使であるから、それは適正な手続で行われなければならない。

3. 租税法の基本原則

租税法の基本原則 ② 租税公平主義

担税力に即した課税

税負担は各人の担税力に応じて配分されるべきである。

※担税力の基準は次の三つ 【所得・財産・資産】及び消費】で判定する。

⇒水平的公平と垂直的公平

①水平的公平… 等しい負担能力のある人には等しい負担を求める

②垂直的公平… 負担能力の大きい人にはより大きな負担をしてもらう

※ 税負担は、所得税を中心にしながら、これに財産税及び消費税を適度に組み合わせ（セックスミックス）バランスのとれた税制の構築が望ましい。

租税法の基本原則 ③ 自主財政主義

日本国憲法第92条 地方自治の基本原則

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

日本国憲法第94条 地方公共団体の権能

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

住 所 (又は居所)	〒 000-0000		埼玉県新座市北野 1-2-26		平成 年 1月1日 の住所
	フリガナ	氏名	性別 男女	世帯主の氏名	生年 月日
				世帯主との続柄	電話番号 4 位 まで き・動機先・携帯

[illegible]

(税理士 署名捺印 電話番号)

税理士法第30条 の書面提出有	税理士法第30条 の2の書面提出有	
--------------------	----------------------	--

— — —

(印)

課税される所得金額	(5) - (20)	21	000
上の⑳に対する税額		22	
配当控除		23	
(特定増収等) 区		24	
住宅借入金等特別控除 分		25	
政党等寄附金等特別控除		26	
住宅ローン特別控除 区		27	
住宅ローン特別控除 分		28	
基礎控除		29	
基礎控除 分		30	
基礎控除 分		31	
基礎控除 分		32	
基礎控除 分		33	
基礎控除 分		34	
基礎控除 分		35	
基礎控除 分		36	
基礎控除 分		37	
基礎控除 分		38	
基礎控除 分		39	
基礎控除 分		40	
基礎控除 分		41	
基礎控除 分		42	
基礎控除 分		43	
基礎控除 分		44	
基礎控除 分		45	
基礎控除 分		46	
基礎控除 分		47	
基礎控除 分		48	
基礎控除 分		49	
基礎控除 分		50	
基礎控除 分		51	
基礎控除 分		52	
基礎控除 分		53	
基礎控除 分		54	
基礎控除 分		55	
基礎控除 分		56	
基礎控除 分		57	
基礎控除 分		58	
基礎控除 分		59	
基礎控除 分		60	
基礎控除 分		61	
基礎控除 分		62	
基礎控除 分		63	
基礎控除 分		64	
基礎控除 分		65	
基礎控除 分		66	
基礎控除 分		67	
基礎控除 分		68	
基礎控除 分		69	
基礎控除 分		70	
基礎控除 分		71	
基礎控除 分		72	
基礎控除 分		73	
基礎控除 分		74	
基礎控除 分		75	
基礎控除 分		76	
基礎控除 分		77	
基礎控除 分		78	
基礎控除 分		79	
基礎控除 分		80	
基礎控除 分		81	
基礎控除 分		82	
基礎控除 分		83	
基礎控除 分		84	
基礎控除 分		85	
基礎控除 分		86	
基礎控除 分		87	
基礎控除 分		88	
基礎控除 分		89	
基礎控除 分		90	
基礎控除 分		91	
基礎控除 分		92	
基礎控除 分		93	
基礎控除 分		94	
基礎控除 分		95	
基礎控除 分		96	
基礎控除 分		97	
基礎控除 分		98	
基礎控除 分		99	
基礎控除 分		100	

郵便局 名等		預金 種類		記号番号									
銀行・組合 農協・漁協		普通 当座 振替 貯蓄		口座番号									
本店・支店 出張所 本所・支所													

[illegible]

※復興特別所得税額³⁵欄の記入をお忘れなく。

F A 0 0 6 5

住所 _____

フリ氏名 _____

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		円	円

円

③⑧ 所得税及び復興特別
 所得税の源泉徴収税額の
 合 計

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収 入 金 額	必要経費等
		円	円

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . .	
			平 . .	
			平 . .	
給与・公的年金等に係る所得以外（平成28年4月1日において 65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択				☐ 給与から差引き ☐ 自分で納付
配当に関する住民税の特例				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分		条 例 指定分	都道府県
	住所地の共同基金金、 日 赤 支 部 分			市区町村
別居の控除対象配偶者・控除対象 扶養親族の氏名・住所			氏名	住所

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥

社会保険の種類

支払保険料

円

社会保険料控除

合計

⑦

掛金の種類

支払掛金

円

小規模企業共済等掛金控除

合計

⑧

新生命保険料の計

旧生命保険料の計

円

新個人年金保険料の計

旧個人年金保険料の計

介護医療保険料の計

⑨

地震保険料の計

旧長期損害保険料の計

円

⑩

寡婦（寡夫）控除

勤労学生控除

学校名

⑪

氏名

⑫

配偶者の氏名

生年月日

明・大昭・平

⑬

配偶者特別控除・扶養控除

配偶者特別控除

配偶者特別控除

⑭

控除対象扶養親族の氏名

続柄

生年月日

⑮

扶養控除額の合計

万円

⑬ 雑 損 控 除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類など	
	損 害 金 額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち 災害関連支出の金額	
	円	円	円	
⑭ 医 控 療 費 除	支払医療費	円	保険金などで 補填される金額	円
⑮ 寄 控 附 金 除	寄 附 先 の 所在地・名称		寄 附 金	円

○ 特例適用条文等

第二表 (平成二十七年分以降用) ○第二表は第一表と續に提出してください。○源泉徴収票 国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

年 月 日

平成 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書 A

住 所 (又は居所)	〒 -	フリガナ									
		氏名									
平成 年 1月1日 の住所		性 別	世帯主の氏名							世帯主との続柄	
		男 女									
		生年月日			電話番号	自 宅・勤務先・携 帯 — —					

第一表
(平成二十七年分以降用)

(単位は円)

収入金額等	給	与	⑦							
	雑	公的年金等	①							
		その他	②							
	配	当	③							
	一	時	④							
所得金額	給与	区分	①							
	雑		②							
	配	当	③							
	一	時	④							
	合計 (①+②+③+④)		⑤							
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑥							
	小規模企業共済等掛金控除		⑦							
	生命保険料控除		⑧							
	地震保険料控除		⑨							
	寡婦、寡夫控除	⑩					0	0	0	0
	勤労学生、障害者控除	⑪					0	0	0	0
	配偶者(特別)控除	区分	⑫ ~⑬				0	0	0	0
	扶養控除	⑭					0	0	0	0
	基礎控除	⑮					0	0	0	0
	⑥から⑮までの計	⑯								
	雑損控除	⑰								
	医療費控除	⑱								
	寄附金控除	⑲								
合計 (⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳									

番号						送付年以不降要					
税 金 の 計 算	課税される所得金額 (5 - 20)	21									000
	上の21に対する税額	22									
	配 当 控 除	23									
	(特定増改築等) 区分	24									
	住宅借入金等特別控除	25									
	政党等寄附金等特別控除	26									
	住宅附属改修特別控除 区分	27									
	住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除 区分	28									
	差 引 所 得 税 額 (22 - 23 - 24 - 25 - 26 - 27 - 28 - 29 - 30)	31									
	災 害 減 免 額	32									
再 差 引 所 得 税 額 (基準所得税額) (31 - 32)	33										
復興特別所得税額 (33 × 2.1%)	34										
所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35)	35										
外国税額控除 区分	36										
所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額	37										
所得税及び復興特別 所得税の 申告納税額 (36 - 37 - 38)	38										
納める税金	39									00	
還付される 税金	40									△	
そ の 他	配偶者の合計所得金額	41									
	雑所得・一時所得の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	42									
	未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	43									
	申告期限までに 納付する金額	44									00
延納の届出	延納届出額	45								000	

※ 復興特別所得税額③⑤欄の記入をお忘れなく。

受 取 場 所	銀行 金庫・組合 農協・信協							本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局 名 等		預 金 種 類	普通	当座	振替	貯蓄	
	口座番号 記号番号							

士印号 押番 理名 税署電 (印)

税理士法第30条 の書面提出有	☒	税理士法第33条 の2の書面提出有	☒	☐	
--------------------	-------------------------------------	----------------------	-------------------------------------	--------------------------	--

整理欄	区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K		
	異動			年			月			L				
	管理								通 信 日付印		年 月 日			
	納管		事務		住民		検査				一 番	運 号		

平成26年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

(一)

(～2,171,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
651,000	円未満	0	1,772,000	1,776,000	1,063,200	1,972,000	1,976,000	1,200,400
			1,776,000	1,780,000	1,065,600	1,976,000	1,980,000	1,203,200
			1,780,000	1,784,000	1,068,000	1,980,000	1,984,000	1,206,000
			1,784,000	1,788,000	1,070,400	1,984,000	1,988,000	1,208,800
			1,788,000	1,792,000	1,072,800	1,988,000	1,992,000	1,211,600
651,000	1,619,000	給与等の金額から 650,000円を 控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,075,200	1,992,000	1,996,000	1,214,400
			1,796,000	1,800,000	1,077,600	1,996,000	2,000,000	1,217,200
			1,800,000	1,804,000	1,080,000	2,000,000	2,004,000	1,220,000
			1,804,000	1,808,000	1,082,800	2,004,000	2,008,000	1,222,800
			1,808,000	1,812,000	1,085,600	2,008,000	2,012,000	1,225,600
1,619,000	1,620,000	969,000	1,812,000	1,816,000	1,088,400	2,012,000	2,016,000	1,228,400
1,620,000	1,622,000	970,000	1,816,000	1,820,000	1,091,200	2,016,000	2,020,000	1,231,200
1,622,000	1,624,000	972,000	1,820,000	1,824,000	1,094,000	2,020,000	2,024,000	1,234,000
1,624,000	1,628,000	974,000	1,824,000	1,828,000	1,096,800	2,024,000	2,028,000	1,236,800
1,628,000	1,632,000	976,800	1,828,000	1,832,000	1,099,600	2,028,000	2,032,000	1,239,600
1,632,000	1,636,000	979,200	1,832,000	1,836,000	1,102,400	2,032,000	2,036,000	1,242,400
1,636,000	1,640,000	981,600	1,836,000	1,840,000	1,105,200	2,036,000	2,040,000	1,245,200
1,640,000	1,644,000	984,000	1,840,000	1,844,000	1,108,000	2,040,000	2,044,000	1,248,000
1,644,000	1,648,000	986,400	1,844,000	1,848,000	1,110,800	2,044,000	2,048,000	1,250,800
1,648,000	1,652,000	988,800	1,848,000	1,852,000	1,113,600	2,048,000	2,052,000	1,253,600
1,652,000	1,656,000	991,200	1,852,000	1,856,000	1,116,400	2,052,000	2,056,000	1,256,400
1,656,000	1,660,000	993,600	1,856,000	1,860,000	1,119,200	2,056,000	2,060,000	1,259,200
1,660,000	1,664,000	996,000	1,860,000	1,864,000	1,122,000	2,060,000	2,064,000	1,262,000
1,664,000	1,668,000	998,400	1,864,000	1,868,000	1,124,800	2,064,000	2,068,000	1,264,800
1,668,000	1,672,000	1,000,800	1,868,000	1,872,000	1,127,600	2,068,000	2,072,000	1,267,600
1,672,000	1,676,000	1,003,200	1,872,000	1,876,000	1,130,400	2,072,000	2,076,000	1,270,400
1,676,000	1,680,000	1,005,600	1,876,000	1,880,000	1,133,200	2,076,000	2,080,000	1,273,200
1,680,000	1,684,000	1,008,000	1,880,000	1,884,000	1,136,000	2,080,000	2,084,000	1,276,000
1,684,000	1,688,000	1,010,400	1,884,000	1,888,000	1,138,800	2,084,000	2,088,000	1,278,800
1,688,000	1,692,000	1,012,800	1,888,000	1,892,000	1,141,600	2,088,000	2,092,000	1,281,600
1,692,000	1,696,000	1,015,200	1,892,000	1,896,000	1,144,400	2,092,000	2,096,000	1,284,400
1,696,000	1,700,000	1,017,600	1,896,000	1,900,000	1,147,200	2,096,000	2,100,000	1,287,200
1,700,000	1,704,000	1,020,000	1,900,000	1,904,000	1,150,000	2,100,000	2,104,000	1,290,000
1,704,000	1,708,000	1,022,400	1,904,000	1,908,000	1,152,800	2,104,000	2,108,000	1,292,800
1,708,000	1,712,000	1,024,800	1,908,000	1,912,000	1,155,600	2,108,000	2,112,000	1,295,600
1,712,000	1,716,000	1,027,200	1,912,000	1,916,000	1,158,400	2,112,000	2,116,000	1,298,400
1,716,000	1,720,000	1,029,600	1,916,000	1,920,000	1,161,200	2,116,000	2,120,000	1,301,200
1,720,000	1,724,000	1,032,000	1,920,000	1,924,000	1,164,000	2,120,000	2,124,000	1,304,000
1,724,000	1,728,000	1,034,400	1,924,000	1,928,000	1,166,800	2,124,000	2,128,000	1,306,800
1,728,000	1,732,000	1,036,800	1,928,000	1,932,000	1,169,600	2,128,000	2,132,000	1,309,600
1,732,000	1,736,000	1,039,200	1,932,000	1,936,000	1,172,400	2,132,000	2,136,000	1,312,400
1,736,000	1,740,000	1,041,600	1,936,000	1,940,000	1,175,200	2,136,000	2,140,000	1,315,200
1,740,000	1,744,000	1,044,000	1,940,000	1,944,000	1,178,000	2,140,000	2,144,000	1,318,000
1,744,000	1,748,000	1,046,400	1,944,000	1,948,000	1,180,800	2,144,000	2,148,000	1,320,800
1,748,000	1,752,000	1,048,800	1,948,000	1,952,000	1,183,600	2,148,000	2,152,000	1,323,600
1,752,000	1,756,000	1,051,200	1,952,000	1,956,000	1,186,400	2,152,000	2,156,000	1,326,400
1,756,000	1,760,000	1,053,600	1,956,000	1,960,000	1,189,200	2,156,000	2,160,000	1,329,200
1,760,000	1,764,000	1,056,000	1,960,000	1,964,000	1,192,000	2,160,000	2,164,000	1,332,000
1,764,000	1,768,000	1,058,400	1,964,000	1,968,000	1,194,800	2,164,000	2,168,000	1,334,800
1,768,000	1,772,000	1,060,800	1,968,000	1,972,000	1,197,600	2,168,000	2,172,000	1,337,600